

高第 1560 号
令和 4 年 5 月 31 日

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

高校教育課長
保健体育課長

当面の県立高等学校等の教育活動の実施における留意事項について（通知）

各学校においては、令和 4 年 3 月 17 日付け高第 4458 号教育長通知「令和 4 年 3 月 22 日以降の県立高等学校等の教育活動等について」により、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、教育活動に取り組んでいただいているところです。

現在、本県も含め全国的な新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規感染者数は減少傾向となっておりますが、依然として感染症の収束が見通せない中、感染再拡大への警戒を緩めることなく、引き続き生徒の安全・安心と学びの保障の両立に取り組む必要があります。

同通知においては、各学校における教育活動を実施する上での留意事項を示していますが、国が令和 4 年 5 月 24 日付けでマスク着用の考え方を明確化したこと等を受け、学習活動及び学校行事等の実施における留意事項について、改めて次のように整理します。各学校においては、感染防止対策を徹底しながら、実施方法等について一層の工夫を行った上で、学習活動及び学校行事等を継続できるよう、計画・実施してください。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

1 学習活動における留意事項について

- 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
 - ア 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
 - イ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどの工夫をすること。
 - ウ 生徒が、長時間近距離で対面形式となるグループワーク等や、近距離で一斉に大きな声で話す活動の実施は慎重に検討すること。ただし、近距離で対面とならない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。
 - エ 授業において外部人材を活用する場合には、感染防止対策を十分に講じた上で行うこと。
 - オ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙 1 に基づき適切に取り扱うこと。
 - カ 今後の感染状況により「分散登校」に移行することも想定し、対面による授業とオンラインによる学習を併用することができるよう、各学校において準備を進めておくこと。

2 学校行事の実施における留意事項について

- 体育祭等の実施に当たっては、近距離で組み合うことや、接触することが多い種目は実施しないなど感染状況等を踏まえた適切な内容となるよう留意すること。また、

各学校の実情に応じて、保護者等以外の来場者について制限を設けるなど、生徒・保護者等の心情に配慮して、各学校で適切に定めること。

- 文化祭等の実施に当たっては、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けられているかという観点から、各企画について、その適否について適切に判断すること。感染防止の観点から、食品を調理し提供する企画については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2022.4.1 Ver.8 文部科学省）」において調理実習は特にリスクの高いものとされていることを踏まえ、生徒が調理した食品を他の生徒等に提供することについては、原則として実施しない。また、各学校の実情に応じて、保護者等以外の来場者について制限を設けるなど、生徒・保護者等の心情に配慮して、各学校で適切に定めること。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断すること。
- 合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事の実施に当たっては、各教科の特性に応じた授業実施上の留意事項を記載した別紙1についても参考に適切に取り扱うこと。
- 芸術鑑賞会の実施に当たっては、鑑賞する生徒に3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）の状況が生じないように、感染防止に万全の措置を講じること。学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議するなど、感染防止に万全の措置を講じること。
- 学校説明会等については、令和3年7月14日付け事務連絡「学校説明会等における体験授業及び部活動体験等の取扱いについて」及び令和3年9月17日付事務連絡「今後の学校説明会等について」に基づき、特に感染リスクの低減のため、生徒と外部の参加者等が直に接する場面を設けないよう、引き続き感染防止対策を徹底した上で実施すること。ただし、中学生が教室後方で高校生の授業を見学することについては、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避け、教室内全員のマスク着用を徹底し、生徒同士の間隔を十分に確保するなど、校長が感染防止に万全の措置を講じていると判断する場合は可とする。

3 部活動の実施における留意事項について

- 部活動については、部活動の実施上の留意事項を記載した別紙2のとおり、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

問合せ先

【通知全般に関すること】

高校教育課

教育課程指導グループ 石塚、小野

電話(045)210-8260（直通）

【部活動（文化部）に関すること】

高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254（直通）

【部活動（運動部）に関すること】

保健体育課

学校体育指導グループ 藤田、桐原

電話(045)210-8312（直通）